

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

規 則

- 福島県行政組織規則の一部を改正する規則
- 福島県道路監理員規則の一部を改正する規則

訓 令

- 福島県事務決裁規程の一部を改正する訓令

告 示

- 道路の区域を変更する件
- 道路の供用を開始する件

規 則

福島県行政組織規則の一部を改正する規則及び福島県道路監理員規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月二十二日

福島県規則第十四号

福島県行政組織規則の一部を改正する規則

福島県行政組織規則(平成十五年福島県規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

第十八条第一項第六号の表あぶくま高原自動車道建設事務所の項中「の建設」の下に「及び管理」を加える。

三 阿武隈地域における自動車専用道路の管理運営に関すること。

附 則

この規則は、平成二十三年三月二十二日から施行する。

(行政経営課)

福島県知事 佐藤 雄平

福島県規則第十五号

福島県道路監理員規則の一部を改正する規則

福島県道路監理員規則(昭和三十九年福島県規則第四十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「大峠・日中総合管理事務所」の下に「並びにあぶくま高原自動車道建設事務所」を加える。

第三条第二号中「所管区域及び」を「所管区域(大峠・日中総合管理事務所にあつては大峠道路の区域を、あぶくま高原自動車道建設事務所にあつては阿武隈地域における自動車専用道路の区域をいう。以下この号において同じ。)及び」に改める。

別表建設事務所の項中「管理計画課の職員」を「管理課の職員」に改め、同表に次のように加える。

あぶくま高原自動車道建設事務所

所長の職にある職員
その他知事が指定する職員

附 則

この規則は、平成二十三年三月二十二日から施行する。

(道路計画課)

訓 令

福島県訓令第二号

福島県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年三月二十二日

福島県事務決裁規程の一部を改正する訓令

福島県事務決裁規程(昭和四十四年福島県訓令第二号)の一部を次のように改正する。

別表第二の8の表道路総室の部道路管理課の項を次のように改める。

道路管理課	1 道路法の施行に関する 次に掲げること。				あぶくま高原自動車	土木事務所長及び大峠・日中
-------	--------------------------	--	--	--	-----------	---------------

本庁機関
出先機関

福島県知事 佐藤 雄平

	建設 事務 所長	建設 事務所 課長	総合 管理 事務所 所長												
1 道路法の施行に関する 次に掲げること。 (1) 第45条第1項の規定 による道路標識等の設 置 (2) 第48条の11第2項の 規定による道路標識の 設置 (3) 第48条の13第4項の 規定による市町村長と の協議 (4) 第48条の15第4項の 規定による道路標識の 設置	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/>							
	2 道路交通法の施行に関 する次に掲げること。 第80条第1項の規定に	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/>						
		3 車両制限令の施行に関 する次に掲げること。 (1) 第7条第1項及び第 2項の規定による車両 の総重量等の限度の決 定 (2) 第10条の規定による 通行方法の決定 (3) 第11条第1項の規定 による道路の指定 (4) 第11条第2項の規定 による意見の聴取	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/>					
			別表第二の八の表道路線形の部道路整備課の項中	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/>				
				(1) 第43条の2の規定に よる措置命令 (2) 第46条第1項の規定 による通行の禁止及び 制限 (3) 第47条第3項の規定 による通行の禁止及び 制限 (4) 第47条の3第1項及 び第2項の規定による 措置命令 (5) 第47条の4第1項及 び第2項の規定による 道路標識の設置 (6) 第48条の11第2項の 規定による道路標識の 設置 (7) 第48条の12の規定に よる措置命令 (8) 第48条の16の規定に よる措置命令 (9) 第66条第1項の規定 による土地への立入り 及び一時使用 (10) 第66条第6項の規定 による意見の聴取 (11) 第67条の2第2項の 規定による警察署長の 意見の聴取 (12) 第68条第1項の規定 による土地の一時使用 並びに物件の使用、収 用及び処分	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/>			
					車道 建設 事務所 所長	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/>		
						建設 事務所 課長	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/>	
							総合 管理 事務所 所長	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/>

(5) 第66条第1項の規定による土地への立入り及び一時使用

「	1 道路法の施行に関する次に掲げること。	<ul style="list-style-type: none"> (1) 第45条第1項の規定による道路標識等の設置 (2) 第48条の11第2項の規定による道路標識の設置 (3) 第48条の13第4項の規定による市町村長との協議 (4) 第48条の15第4項の規定による道路標識の設置 (5) 第66条第1項の規定による土地への立入り及び一時使用 	土木事務所長及び大峰・日中総合事務所	<input type="checkbox"/>	土木事務所長	<input type="checkbox"/>
			建設事務課長	<input type="checkbox"/>	土木事務課	<input type="checkbox"/>
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

土木事務所長及び大峰・日中総合事務所
あぶくま高原自動車建設

2 電線共同溝の整備等に関する特別措置法の施行に関する次に掲げること。
(1) 第4条第2項の規定による勧告

「	2 電線共同溝の整備等に関する特別措置法の施行に関する次に掲げること。 (1) 第4条第2項の規定による勧告	建設事務課長	<input type="checkbox"/>	土木事務課長	<input type="checkbox"/>
		建設事務課長	<input type="checkbox"/>	土木事務課長	<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

別表第11の8の表備考を次のように改める。

備考
 決裁区分の本庁機関の課長又は室長の欄中土木総室の部土木総務課用地室の項1 ((1)に限る。)、道路総室の部道路計画課の項1 ((1)、(2)及び(10)に限る。)、河川港湾総室の部河川計画課の項2、5 ((1)、(8)及び(10)に限る。)及び6 ((6)に限る。)並びに同部港湾課の項1 ((1)に限る。)、2 ((6)及び(11)に限る。)、3 ((4)及び(20)に限る。)、4 ((4)に限る。)及び7 ((3)及び(4)に限る。)並びに都

市総室の部まちづくり推進課の項1（(1)から(8)まで、(15)、(17)、(26)、(28)及び(30)に限る。）及び2（(1)から(7)まで、(9)、(11)、(12)、(14)、(15)及び(18)に限る。）に規定する事項については、当該課又は室の主幹、副課長又は主任主査のうちから当該課又は室の長があらかじめ指定する者が専決できるものとする。

附 則

この訓令は、平成二十三年三月二十二日から施行する。

(行政経営課)

告 示

福島県告示第五十四号の二

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で平成二十三年三月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十二日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	区 間	変更前変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道矢吹小野線	石川郡石川町大字母畑字牛沼一六七番八地先から 同 郡平田村大字下蓬田字空釜四八五番一地先まで	変更前	一〇・五〃 一九四・〇	六、九〇〇・〇
		変更後	一〇・五〃 一九四・〇	六、九〇〇・〇

(道路計画課)

福島県告示第五十四号の三

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で平成二十三年三月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十二日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日

県道矢吹小野線	石川郡石川町大字母畑字牛沼一六七番八地先から 同 郡平田村大字下蓬田字空釜四八五番一 地先まで	平成二十三年三月 二十二日
---------	---	------------------

(道路計画課)